

昭和56年7月10日号

ちばやあかさか

第108号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081 編集 企画広報課

人の動き

世帯数および人口

(昭和56年6月末日現在)

世帯数	1,862戸
人口	7,602人
男	3,696人
女	3,906人



村営プール開放

サンサンと降りそそぐ太陽の光の中、水がひととき恋しくなる季節になり、子どもたちの待ちに待った楽しい夏休みがもうすぐやってきます。

今年も村営プールでは一般開放に先がけ、六月二十九日より各学校に開放した。

児童たちは先生の注意を聞いて今年初めてのプールに飛び込み、皆んな元気に水しぶきを立てていた。

【今月号の内容】

◆優良自動車運転者表彰	2頁	◆捨てる前にメーカーへ	6頁
◆村税メモ	3頁	◆診療所からお知らせ	7頁
◆自動車排ガス街頭検査	4頁	◆心と力をひとつに	8頁
◆水道料金十月より改定	5頁	◆野山の神仏⑩	9頁
		◆涼しい金剛山へどうぞ	10頁

議会の動き

昭和五十六年第三回千早赤阪村議会臨時会は、五月三十日招集され、会期一日で開催されました。上程案件は緊急を要する案件一件で、原案どおり可決されました。議決案件は左記のとおりです。

▽第二十五号議案(即日原案可決)

千早赤阪村立中学校特別教室増築工事請負契約について
(契約金額)五、〇二六万円、契約の相手方「千早赤阪村大字水分五二番地、株式会社宮城組、工期」契約の翌日から昭和五十六年七月三十日まで

優良自動車運転者表彰「受付中」

※申請の期間

昭和56年8月7日(金)まで

※申請の場所

勤務先又は、住所を管轄する警察署(交通課)

※申請のできる方

大阪府公安委員会の運転免許証を受けており、次の各項目に該当する方です。

※申請に必要な書類

- ・表彰申請書・運転専従証明書(自営等で証明書のとれない方は自動車検査証)
- ・運転免許証
- ・安全講習受講記録カードの写し(コピー)
- ・中級表彰、上級表彰の申請には、既に受けている表彰状

※運転記録証明書の申込み方法等

運転車輛(小型特殊自動車を除く)の運転に専従していること

交通違反 初級表彰…三年以上
中級表彰…初級表彰受賞後三年以上
上級表彰…中級表彰受賞後三年以上

行政処分等 上記のそれぞれ期間内に交通違反交通事故及び運転停止・取消処分がないこと。(七月一日を基準とします。)

講習の受講 過去三年間に毎年一回以上、安全運転講習(更新時講習を除く)を受講していること。

・自動車安全運転センター大阪府事務所八門真市大字一番(自動車運転免許試験場内) 電話(06)90915821Vの窓口へ直接又は、郵便振替で手数料(600円)を添えて申し込んでください。

・証明書の受付申込は、申込用紙に「優良運転者表彰用」と記載し、6月15日(月)から7月20日(月)までの間に行ってください。

・表彰申請書・運転専従証明書・運転記録証明書申込用紙は、警察署交通課各地区の交通安全協会にあります。

詳しいことは、警察署交通課又は地区交通安全協会におたずねください。

昭和56年度国家公務員採用

初級(税務職)試験の募集について

大阪国税局では、税務職員を募集しています。

国家公務員採用初級試験の税務職に合格し、税務職員に採用され、枚方市にある税務大学校大阪研修所に入校して全寮制のもとで約一年間大学水準の教養と税務の専門知識を習得するための教育を受けます。

なお、女子の入校する研修所は大阪又は東京のいずれかになります。

受験資格は、昭和36年4月2日から、昭和39年4月1日まで生まれた者です。

受験を希望される方は、七月十七日までに人事院近畿事務局へ受験申込書を提出してください。

◆問い合わせ先
人事院近畿事務局
電話 〇六一九四一―二二二一
富田林税務署総務課
〇七二二四―三二八

自衛官募集

身分 特別職国家公務員
給与 防衛庁職員給与法により支給
給 給
進学 大学・高校夜間進学可
技術 諸国家免許取得
受付案内 常時採用受付しています
応募資格 採用予定月の一日現在18歳以上25歳未満の日本国籍を有する者。

受験を希望する方または内容を詳しく知りたい方は、左記へご連絡ください。

大阪府河内長野市本町25―19 駅前
自衛隊大阪地方連絡部河内長野募集事務所
電話 0721―5415454

子どもを事故から守ろう!!

ジメジメした梅雨が明け、サンサンと降りそそぐ太陽の光の中、青空に真白な入道雲がくつきりとそそり立つ季節になりました。

子どもたちの待ちに待った楽しい夏休みがもうすぐやってきました。夏休みを前に、子どもたちは勉強にスポーツに、また、家族そろっての海水浴、キャンプ山登りなど楽しい計画を立てていることでしょう。

夏は子どもたちの季節です。しかし、一方では交通事故や水の事故など思ってもみない事故にあふ季節でもあります。子どもは、どんな所にも自分たちだけの遊びの世界を作ります。

海・川・池・道路など子どもを取りまく環境は、危険と隣り合わせの場所が多くあります。子どもたちの好奇心を満足させるこの絶好の遊び場も、一歩誤ると悲惨な結果をうむこととなります。



子どもの事故は、子どもたち自身では、なかなか防ぎきれません。事故を防ぐには、やはり日ごろから家族のみならず、子どもへのきき指導として手本をしめし健全な遊びを指導することが大切です。

大人の私たちみんなが、危険な場所や遊び場を見つけたら、いよゝゝの一声をかけ合おうことが事故を自然に防ぐことにつながります。

子どもたちが、夏休みを健康で楽しく有意義に過ごせるようみんなで見まもってやりたいものです。



毎月五日は少年を守る日

家庭も社会も健全な少年を育てるため協力しましょう。

固定資産税及び

家屋の調査について

固定資産税は、課税年度の初日一月一日現在に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に課されます。この場合の所有者とは原則として登記簿に登録されている土地家屋については、登記簿に所有者として登記されているもの。登記簿に登録されていない

村税メモ

昭和五十六年度、固定資産税第二期分の納期は七月末日です。本日も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いしますので、この機会にぜひお納めください。

なお、村府民税第一期分、および軽自動車税の未納のある場合は当日、併せて納付くださいますようお願い申し上げます。

出張徴収日程表

月 日	時 間	場 所
7月30日 (木)	午前9時～正午	森屋公民館
	午前9時～正午	水分公民館
	午前9時～正午	川野辺集会所
	午後1時～午後4時	二河原辺集会所
	午後1時～午後4時	桐山金泉寺
7月31日 (金)	午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
	午前9時～正午	中津原集会所
	午前9時30分～正午	役場小吹台連絡所
	午後1時～午後4時	上東阪集会所
	午後1時～午後4時	下東阪集会所

い土地・家屋・償却資産については現に所有している者をいいます。なお課税標準となる価格は、固定資産の適正な時価で、具体的に

固定資産評価基準により評価され、固定資産評価の固定資産課税台帳に登録されている価格です。また家屋の評価については、木造家屋及び木造家屋以外の家屋の区分に従い各個の家屋について評価点を付設し、この評価点一点当りの価格を乗じて各個の価格を求める方法をとっております。

よって家屋を新築増築されますと前述の如く役場税務課固定資産評価員が調査のためにお伺いいたします。

この調査は、評価額及び課税標準額等を決定する際、重要な調査ですので格別のご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

国民年金が

引きあげられました

スライド率7・8%

国民年金制度は、毎年物価スライド等による給付水準の引上げが行なわれていますが、本年度においても全国消費者物価指数が前年度に比べ7・8%上昇したことに伴い、拠出制国民年金の給付額が同じ割合で引上げられ、また福祉年金についても平均6・6%引き上げられました。

新しい年金額は、次の表のとおりです。

スライドされた拠出年金の額(56年7月分より)

年金の種類別	年金額	月額	備考
老 齢 年 金	5 年 年 金	292,400 ^円	24,366 ^円
	10 年 年 金	343,500	28,625
	25 年 納 付 (付加年金を含む)	603,300	50,275
	40 年 納 付 (付加年金を含む)	965,300	80,441
障害年金	1 級	675,900	56,325
	2 級	540,700	45,058
母子(準母子)年金	540,700	45,058	加算額の
母子(準母子)加算額	180,000	15,000	スライド
加算額(2人目)	60,000	5,000	はなし
// (3人目)	24,000	2,000	
遺 児 年 金	540,700	45,058	加算額の
加算額(2人目)	60,000	5,000	スライド
// (3人目)	24,000	2,000	はなし

改正された福祉年金の額(56年8月分より)

年金の種類別	年金額	月額	備考
老齢福祉年金	288,000	24,000	
	扶養義務者の収入が600万円以上 875万円未満の場合6人世帯 (内12,000円は支給停止)	23,000	
障害福祉年金	1 級	432,000	36,000
	2 級	288,000	24,000
母子(準母子)福祉年金	374,400	31,200	加算額の改
加算額(2人目)	60,000	5,000	正はなし
// (3人目)	24,000	2,000	

国保シリーズ

(22)

国保の届出は十四日以内に

国保に加入するときや、脱退するときなどの届け出は、すべて十四日以内にすませましょう。次のような資料の移動があった場合は早くすませるようにしましょう。

●他の健康保険に加入したり、脱退したとき。

●住所・氏名が変わったとき。

●加入者が死亡したとき。

●生活保護を受けたとき、またはやめたとき。

●世帯をわけたり、いっしょにしたとき。

●世帯主が変わったとき

●保険証を紛失したとき

●子どもが生まれたとき

「高額療養費」

●病院、診療所の窓口で払った費用が高額の場合

同じ人が同じ病院や診療所に、同じ月に一部負担金として三九、〇〇〇円以上を支払った場合、その三九、〇〇〇円を超えた額は高額療養費として国保(村)から支給します。

●暦日ごとに計算

月の一日から月末までの診療について一カ月として計算します

●病院・診療所ごとに計算

ふたつの病院や診療所へ同時にかけたとしても、両方へ支払った自己負担額を通算することは

しません。

●歯科は別

病院や診療所に内科などの科と歯科がある場合、歯科は、別の病院、診療所として取扱います

●総合病院

総合病院の各診療科は別の病院や診療所として扱います。ただし、入院患者が、他の科の診療を受けたときは、合算して計算します。

●入院と通院

一つの病院や診療所でも、入院と通院は別に扱い合算しません

●特別室料や保険のきかない治療を行った場合は、その分の費用は認められません。

●保険料納付は

納期限内に

健康家族の安心料

自動車排出ガス 街頭検査実施



の一環として従来から大阪府警察本部及び関係機関が協力して実施している街頭検査を一層強化するため、去る六月九日、赤阪農協前（国道三〇九号線）において自動車検査停止させ、一酸化炭素（CO）炭化水素（HC）の有害ガスの排出濃度検査及び排出ガス減少装置取付け等の措置状況検査を実施しました。

検査結果は左記の通りです。今後とも自動車公害防止のためご協力をお願いします。

自動車排出ガス等街頭検査結果

区 分	検査台数	適合車	警告
一酸化炭素(CO)	41	39	2
炭化水素(HC)	41	41	0

大阪府下の自動車は年々増加し二〇〇万台を突破、一・三世帯に一台の割合で車を持つまでになっております。これらの自動車から排出されるガス中には、窒素酸化物をはじめ炭化水素、一酸化炭素などの有害物質が多量に含まれており、これらは光化学スモッグなどの大気汚染の大きな原因となっています。

このため、自動車排出ガス対策

昭和五十六年度第二期

園芸教室の実施について

一般府民を対象として、府民が自然に親しむ機会を与え府の緑化推進に資するため左記のとおり研修会が実施されます。

×対象者及び人員
一般府民 五十名

×研修内容及び日時	内 容	日 時
ナンテンの育てかた	七月三十一日	
ニレケヤキの育てかた	八月二十八日	
ハイドラランジアの育てかた	九月二十五日	

農薬の散布について

これだけは守ろう

*散布前に……



■ラベルをよく読む
使用する農薬のラベルに記載された使用方法、注意事項などを必ず読むこと。



■健康をチェックする
睡眠不足の人、体の弱っている人、妊娠中や生理中の女性、老人や年少者は散布作業をさける。



■服装に注意する
皮膚の露出部をできるだけ少なくし、薬剤が皮膚にかかったり、吸いこんだりしないような服装で作業を行う。



■風向きに注意して
散布は風上から風下に向かって行い、薬剤の粉末や霧を飛ばないように注意する。



■散布は涼しいうちに
日中高温時の散布作業を避け、朝夕の風の少ない涼しい時間帯に散布する。



■長時間散布はしない
散布作業は疲労が伴うので、同じ人の長時間散布は避け、2～3時間を限度に交替する。



■体・衣類をきれいに
作業が終わったら、うがいをして、体をきれいに洗う。また、作業に使った衣服は下着まできれいに洗濯する。



■飲酒をひかえ、早く休む
作業後は飲酒をひかえ、夜ふかしなどしないで、早く休むこと。



■農薬の保管は完全に
未使用の農薬や、使い残しの農薬は、子どもの手の届かないカギのかかる冷暗所に保管する。

農薬は正しく使おう

近年、農薬による危害の発生は減少してきましたが、依然として後を絶たない現状です。みんなひとりととりが、農薬の取り扱いに注意するとともに農薬危害の予防に努めましょう。

七月一日～三十一日まで
七月は河川愛護月間です。川は

河川愛護月間

「きれいな川で心を
つなぐ町と町」

- (1) 川へゴミを捨てないでください
ゴミは洪水やよごれの原因です
- (2) 川へ汚水を流さないでください
私たちの水道へつながっています。
- (3) 堤防など、川の施設を損傷しないでください。川の守りの第一は堤防です。
- (4) 川の流水の速いところ、深いところなど危険な箇所に近づかないでください。

善意銀行への預託

このたび暖かい愛情のこもる預託をいただきました。

一金一五、六〇〇円也

千早赤阪村

さつき同好会殿

一金二一、〇五六円也

千早赤阪村

タイムボカン殿

預託者のご厚志に厚く感謝いたします。お預り致しました善意は目的に最大の効果があらりますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会

水道料金を十月分より改定

(平均五十一・六パーセント引き上げ)

生活用水はできるだけ低く

(一般用標準家庭で四十五パーセント)

昭和五十一年三月より五ヶ年間据置を行なってきた水道料金も、諸経費の増高に堪えられず改定することになりました。

年々経営内容が悪化、ピンチにたつた水道事業の建て直しをはかるため、六月定例村議会に水道料金の改定案を提案させていただきましたところ、これについて慎重にご審議を願った結果、水道財政の緊迫した窮状をご理解賜わりまして、表1のとおり可決されました。なお、新料金につきましては十月分の集金から適用させていただきますことになりました。

改定につきましてのあらましをご説明いたしまして、みなさまのご理解とご協力を御願いたします。

● ひつ迫する財政事情

水道事業は独立採算制

現在の水道料金は、昭和五十一年三月に改定させていただきまして以来、五年余を経過いたしております、その間における経済の変動は原油価格の高騰により、電力料金薬品費等、物価上昇にともなう諸経費の増高はさけられないもので

ありました。又、水道施設の改善については、水源確保、水質の改良、漏水対策、配管増強、配水池の増設等、着実に数々の改良に努力いたしております。

しかしながら、これらの資金も借入金でまかなっていかねばならず、益々借入金や利息の支払が増加いたします。水道料金の改定をしないと昭和五十八年度には、料金以外に助成金等の援助を受けなくても、なお、九千万円余の累積欠損金(現在の二年分の水道料金に相当する赤字)が見込まれ、この結果、多額の赤字をかかえ、事業の維持に困難な危機をきたす恐れがあります。従いまして、経営の健全化をはかるため慎重に検討いたしました結果、資金不足については、やむを得ず料金改定をお願いする次第であります。

● 苦しい資金運用をしな

がらも生活用水は欠かすことなく安定給水の確保をします

本村の水道事業は、表2に示すとおり、製造原価を割って、水を送りつけています。ですから製

造原価と販売単価(水道料金単価)の差額に、みなさんのご家庭に給水した水量を掛け合せた額が毎年度水道会計の赤字として生じてきます。水道事業は、公営企業法により、料金収入等によって経営を行なっていく独立採算制度がとられております。簡単にいえば、みなさんのご家庭に水を送るために要した費用(原価)を料金として集め事業を営んでいるということですが、表2に示すとおり料金改定をいたしましたとしても、まだ欠損金ができる状況です。しかし、この逆差については助成金などのやりくりによってまかなうなど経営努力をいたします。

今後とも水道事業運営の健全化に懸命の努力を続けてまいる所存でございますので、何卒窮状をご理解いただきご協力くださいますようお願いいたします。



表2 水1m³当りの販売単価と製造原価 (単位:円)

区分	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度
1m ³ 当り標準A	37	49	61	75	90	100	118
給水量B	368	414	465	512	572	620	660
年間製造原価A・B	1,361	2,028	2,836	3,840	5,148	6,200	7,788

※ 改定後平均 改定前平均

A = 製造原価 - 販売単価 XXXX 改定案による販売単価の引上げ

表1 1カ月分 水道料金表 (10月分より)

給水料金				メーター料	
用途	基本料金	従量料金		口径	料金
一般用	400円	使用水量	1m ³ 当り	13mm	100円
		1m ³ ~ 10m ³	100円	20mm	200円
		11m ³ ~ 20m ³	110円	25mm	400円
		21m ³ ~ 30m ³	130円	30mm	600円
		31m ³ ~ 40m ³	150円	40mm	800円
業務用	3,000円	41m ³ 以上	160円	50mm	3,000円
臨時用	3,000円	1m ³ につき	170円	75mm	5,000円
		1m ³ につき	500円		

新しい水道料金は、つぎのように計算されます

水道料金 = 基本料金 + 従量料金 (使用水量 × 使用水量別 1m³当り単価) + 使用口径のメーター料

捨てる前にメーカーへ！！

PCBの取り除きを

◆廃棄家電製品の一部に
PCBが使用されています。

◆使用中は汚染の心配は
ありません。

皆さんのご家庭で使用されている電気製品のうち、PCB（ポリ塩化ビフェニール）を含んだ部品が使われていることが明らかになりました。

対象の電気製品は昭和二十八年より四十七年八月までに製造された次の品目で、一部のコンデンサーに使用されています。

①テレビ（白黒カラー）②ルームクーラー③電子レンジ

製品に使用されているPCB入りコンデンサーはPCBを含浸させたペーパーをアルミ箔で重ねて巻き、それをアルミ板・鉄板等で外側を覆い密閉されているので製品の使用中はPCBが空気中にも染れたり、発散することなく環境汚染の心配はありません。

ただ、これが廃棄されてコンデンサーを砕いたり、焼いたりすると環境汚染の恐れがありますのでPCB部品の取り外し作業を行う

◆不用になった製品は必ずメーカーにご連絡ください。

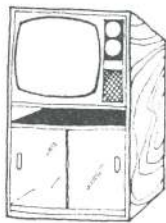
どの製品にPCBが入っているかはメーカーが調べます。メーカーに連絡されれば、もしPCB部品を使用している機種であればメーカーが直接家庭訪問し、処理のうえ検査済ラベルを貼付します。

またPCB部品を使用していないときはラベルを送付されますのでそれをわかりやすいところ（製品の上部）に貼付して廃棄してください。

上記電気製品を廃棄される時は、早めに（約十五日前程）に必ず次のことをメーカーに「住所氏名、電話、品名、機種名」をご連絡ください。

◆検査済以外のものは廃棄できません。

PCB部品を取り除かれたテレビ・ルームクーラー・電子レンジには検査済のラベルを貼ります。市町村と大阪府公認再生資源回収業者は検査済のものだけしか回収しません。



住民の皆さん

◆農地等を

埋立されるときは

役場へご相談ください◆

近年社会情勢の変動により、住民の方々におかれましては、より一層の生活環境の向上等を考慮され各家庭においていろいろと計画をされておられることと思います。

このような計画の中で特に、農地もしくは山林等を埋立し、その土地を有効に利用しようとする計画されておられる方がいると思われる。

最近、本村のみならず近隣市町においても、埋立を実施された方と埋立地周辺の住民あるいは埋立業者との間でトラブルが発生し、投場へ相談にこられる事例が増えています。

埋立実施してからでは、すべてその土地の所有者が責任を持たなければなりません。ご承知の通り農地（田畑）の転用については、農地法の規定による届出が、又山林等についても一定面積以上の場合は届出の義務が課せられております。

無断転用並びに無届出をなくして周囲の環境整備に努めていただきたいと思っております。

農地山林等の埋立を実施される場合は、必ず役場の方へご相談ください。よろしくお願いいたします。

ご存じですか

印紙税額が

変わりました

最低税額が

100円から200円に

契約書や領収書などを作ったとき、収入印紙をはり印紙税を納めますが、今年の五月一日から印紙税の税額が変わり、最低百円が二百円になるなど、税額が二倍に引き上げられました。

印紙税がかかる文書に収入印紙をはらなかつたり、額を間違えないようご注意ください。

▼間違って印紙をはり

すぎた場合▲

その文書を税務署に持って行き一定の手続きをすると還付されます。

▼印紙税がかかる文書に

収入印紙をはらなかつた場合▲

印紙税がかかることを知らなかつたり、はり忘れた場合にも、納めなかつた印紙税額の三倍（自主的に収入印紙をはってないことを申し出た場合一・一倍）の過怠税がかかります。

詳しくは最寄りの税務署におたずねください。

楠公史跡保存会

研究部会会員募集



開設して、史料文献による研究や村内の楠公史跡を実地研修してまいりました。

今回の発展を期し会員を募集いたしますので、多数ご入会いた

健康保険・厚生年金保険 算定基礎届を

八月一日から十日まで

算定基礎届は、健康保険、厚生年金保険の保険給付金や保険料計算の基礎となる大切な届です。

この届は、事業主がその年の五月から七月に支払った従業員の給与の額を算定基礎届に記入し、社会保険事務所へ提出することになっています。届出の期限は、八月一日から十日までの短期間なので早めに準備をすすめ、正しい届出をしましょう。詳しくは天王寺社会保険事務所（〇六一七七一七五三一）へおたずねください。

だきますようご案内いたします。

▽内容

①楠氏研究

定例会 毎月第三金曜日

午後七時三十分より 於役場

②きめこまやかな楠公史跡めぐりと現地研究

③村外楠氏研究団体との交流

④その他

千早赤阪村誌をテキストとして郷土史研究

▽会費 年額三〇〇〇円

▽申込期日 七月三十一日（電話可）

▽申込先 役場観光課内

楠公史跡保存会事務局

〇七二一七二一四四七

▽五十五年年度の研修実績

①太平記による楠氏研究

②千早城跡・上赤坂城跡及び周辺の実地研修

③「劇団二月」公演「楠木正成伝」観劇

④楠木正成親筆の壁掛け（屋久杉に彫刻）製作

⑤村外史跡研修

和歌山県中辺路町・奈良県十津川村地区南朝史跡

（七月十八・十九日予定）

診療所からお知らせ

千早赤阪村国保診療所の診療時間

①診療時間

午前九時～十一時三十分

午後一時～四時三十分

（日祝日を除く平日）

（火・金・土曜日を除く平日）

※午後には小中学校生の検診、乳幼児の予防接種等のため診察できない時がありますので、なるべく午前中に受診されますようお願いいたします。

知らせします。

2 診療科目 内科 小児科

なお、七、八月については左記のとおり休診致しますので、おま

ちがいのないよう併せてお知らせ

します。

七月二十三日（木） 二十九日（木）

八月五日（木） 十二日（木）

十三日（木） 十九日（木）

二十日（木） 二十六日（木）

受診時には必ず健康保険証、老人医療証等を窓口提示してください。

非行防止は家庭から

少年の非行を防止するには、一

にも二にも、まず家庭がしっかり

していることです。

お父さん、お母さん、時には自

らの家庭をチェックすることも

忘れないでください。

△家庭における非行防止 の5つのポイント▽

(1) 子供を育てる責任の自覚を…

子供を放任しない



(2) 子供への理解を…

親子の対話を忘れないように

(3) 生活の基本マナーを…

子供に善悪のけじめをつけさせることを忘れないように



(4) いつも励ましと暖かさを…

二つ叱ったら三つほめる心がけを忘れないように

(5) 若いエネルギーを正しい方向に

ボル／雑誌等を家庭に持ち込まないよう



村営プール開放

◆所在地 千早赤阪村大字水分二

六三

◆期間 八月一日～十五日

◆時間 午後一時～四時

◆料金 大人（中学生以上）

三十円

小人二十円

◆問合せ先 村教育委員会

電話二一〇〇八一

プール電話二一〇一四二

!! ためらわずに相談を!!
外でよい子が、家庭で親に暴力を振う家庭内暴力が増えています。子供のことで、ご心配なお母さんや悩みや不満をもつヤングはいませんか。ひとりで悩まず、お近くの警察へためらわずにどうぞ。少年相談を行っています。

7月31日まで

教えよう、子どもに

人権の大切さを

私たちは、子どもが生まれたときから「幸せに生きてほしい」と願っています。身体がようぶであってほしい。しっかり勉強してほしい。自分の能力・適性にあった仕事をして、社会のために役立ってほしい。

親として、人間として、子どもに色々な願いをかけておられることでしょうか。

しかしその願いが、ときとして子どもに誤った考えや、行動をとらせることがあるのです。たとえば、しっかりと勉強させる手段として、次のようなことを子どもに對して言っているのではないのでしょうか。

心と力をひとつに

「しっかりと勉強せへんかったら△△のような仕事にしかつかれへんよ。」とか「〇〇のような仕事するんか。」これでは、子どもの心に仕事に対する偏見をもたせてしまいます。

「あんな仕事は、お母ちゃんがあかんと言うてた。」「あんな仕事をしている人は、あかん人間や。」と思いきや、

京都府のある高校で「父の声をきこえる時」という創作劇をした時、ある生徒は次のように語っています。

「私は、土木作業員の父の仕事が

恥ずかしかったし、親をバカにしていた。劇をみて今の職業にしかつけない父のくやしさを、むなしさを考えると、自分が恥ずかしくてならない。」

(毎日新聞の記事より)

この生徒自身、土木作業という仕事で、なぜ恥ずかしいと考えるようになったのかわかりませんが今の社会で汗して働く仕事を恥ずかしい仕事と考える風潮があります。これは、ほとんど家庭内で、子どもに教えられているからではないでしょうか。汗して働いている人間を恥ずかしめてよいのかということですね。仕事そのものの尊さというものを、子どもにわかるように教えるなければならないのです。

親の過大な期待にたえきれずに自殺する青年、親を金属バットで自暴する青年、親を金庫で自暴する青年、シンナーやボンドを吸ってしか自分の存在価値を示せない青年達。

子ども達に、生きていく力、生き抜く力を、しっかりと身につけさせる教育が今こそ大切なのです。それは、まさに人権の大切さを基本においた親と子の考え方を、しっかりとたなければならぬという事です。そのために、私たちは、ひとりでも、仲間でも、家族ぐるみでも、人権尊重、人間の重さ、大切さをもっとと考えるましよう。もっともっと話し合いましよう。さらに学習を深めましよう。なかでも、社会にある矛盾や偏見について、正しい事実や知識をまず親みずから身につけ、差別のない、明るい家庭づくりの実践を通じて、子どもの正しい生き方、豊かな心と身体をはぐくむ

家庭の教育を大切にしましょう。

人びとの願いは、ひとつであつた。

幸福が、眼の奥、心の奥の光となるように、

そして、正義が地上にくるよう

(ボール・エリユール)

千早赤阪村人権教育推進協議会

熱戦の

軟式野球大会

本年度の野球大会は、雨にたられながらも、五月三日・十日・十七日・二十四日・三十一日と五日間にわたって、中学校グラウンドにおいて開催され、九チームが参加して無事終了しました。結果は次のとおりです。

優勝 千早
準優勝 赤阪農協

5	1
4	7
0	9
1	6
0	13
7	4
13	3
5	13
球友会	農協
千早	ヤチャーズA
親北会	水分
ヤチャーズB	新自由
役場	

学級生募集

文化芸術講座

俳画教室



俳画の初歩から基礎まで、丁寧に指導していただきますので初めての方を歓迎します。

- 期 間 9月～3月(全7回)
午後2時～4時30分
- 場 所 受講生と相談後決定
- 定 員 10名(先着順)
- 費 用 各回共 1,000円

教室希望者は、教育委員会事務局(☎2-1819)まで。

村民卓球大会開催さる

梅雨期とも思えない好天にめぐまれた、去る六月七日の日曜日、中学校体育館において早朝より多数の参加者の中、昭和五十六年度村民卓球大会が実施されました。各試合とも小さな白球を追っての奮戦ぶりにあちらこちらから、大きな声援、拍手がおこり、体育館は熱気に包まれながらも暖かい雰囲気の中で試合が続けられました。なお、当日の各種目の優勝・準優勝者は次のとおりです。

- 一般男子の部
優勝 一色 昌春
準優勝 谷 公雄
- 一般女子の部
優勝 奥野 和美
準優勝 高塚やす代
- 中学生男子の部
優勝 星原 秀俊
準優勝 矢倉 孝純
- 中学生女子の部
優勝 矢倉 孝純

- 男子ダブルスの部
優勝 山口 幸子
準優勝 星原 一色組
- 女子ダブルスの部
優勝 北浦 高塚組
準優勝 奥野 武部組

